

【別紙】 青葉台さくら苑 短期入所生活介護 料金表

(1) 施設利用料

i) 介護保険料自己負担分 従来型 (個室) (単位：円/日)

要介護度 (単位数)	介護保険料 自己負担額 (1割)	介護保険料 自己負担額 (2割)	介護保険料 自己負担額 (3割)
要介護度1 (596単位)	662	1,323	1,985
要介護度2 (665単位)	738	1,476	2,215
要介護度3 (737単位)	818	1,636	2,454
要介護度4 (806単位)	895	1,789	2,684
要介護度5 (874単位)	970	1,940	2,910

ii) 介護保険料自己負担分 従来型 (多床室) (単位：円/日)

要介護度 (単位数)	介護保険料 自己負担額 (1割)	介護保険料 自己負担額 (2割)	介護保険料 自己負担額 (3割)
要介護度1 (596単位)	662	1,323	1,985
要介護度2 (665単位)	738	1,476	2,215
要介護度3 (737単位)	818	1,636	2,454
要介護度4 (806単位)	895	1,789	2,684
要介護度5 (874単位)	970	1,940	2,910

iii) 居住費 (1割・2割・3割負担共通) (単位：円/日)

	個室	多床室(窓側)	多床室(廊下側)
利用者負担第1段階	320	0	0
利用者負担第2段階	420	370	370
利用者負担第3段階(1)	820	370	370
利用者負担第3段階(2)	820	370	370
利用者負担第4段階	2,100	1,400	1,200

《食材料費》 (全フロア共通) (単位：円)

	滞在費	食費
利用者負担第1段階	1日	300
利用者負担第2段階	1日	600
利用者負担第3段階(1)	1日	1,000
利用者負担第3段階(2)	1日	1,300
利用者負担第4段階	朝食	650
	昼食	500
	夕食(おやつ含)	700

※ 利用者負担第4段階の方は1食当たり、その他の方は1日あたりとなります。

《その他介護給付サービス加算》

- ・加算については、要件を満たしているもののみ算定いたします。
- ・加算は、職員体制等の関係で随時変更となりますので、ご了承下さい。
- ・今後状況により加算が変更する場合には、その都度お知らせいたします。
- ・加算についてご不明な点がございましたら、生活相談員にお尋ね下さい。

＜加算表＞

加算項目	単位数	加算要件
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	介護福祉士が80%以上または勤続10年以上の介護福祉士が35%以上配置
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18	介護福祉士が60%以上配置
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6	介護福祉士が50%以上、または常勤介護職員75%以上、または勤続7年30%以上配置
夜勤職員配置加算Ⅰ	13	夜勤を行う介護職員等の数が最低基準を1人以上上回っていること
夜勤職員配置加算Ⅱ	18	
夜勤職員配置加算Ⅲ	15	
看護体制加算Ⅰ	4	常勤の看護師を1名以上配置
看護体制加算Ⅱ	8	①(Ⅰ)の要件に加えて常勤換算で1名以上配置 ②看護職員と24時間の連携体制
看護体制加算Ⅲイ	12	看護体制加算Ⅰの算定要件を満たしたうえで、要介護度3以上の方の占める割合が利用者全体の70%以上（看護体制加算Ⅰとの同時算定不可）
看護体制加算Ⅳイ	23	看護体制加算Ⅱの算定要件を満たしたうえで、要介護度3以上の方の占める割合が利用者全体の70%以上（看護体制加算Ⅱとの同時算定不可）
緊急短期入所受入加算	90/日	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合には、緊急短期入所受入加算として利用を開始した日から換算して7日を限度に（やむを得ない事情がある場合は14日）加算
機能訓練指導体制加算	12/日	利用者に対して機能訓練を行う体制（機能訓練指導員の配置）がとれている場合に加算として1日につき12単位を所定単位数に加算
送迎加算	184/片道	入退所時に送迎を利用された場合に加算
若年性認知症利用者受入加算（利用回ごと）	120	若年性認知症利用者に対し、個別の担当者を定め、介護サービスを行うこと
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	入所日から7日を限度に、在宅生活が困難であると医師が判断すること

認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3	認知症介護に係る専門的な研修を修了した者を1名以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4	認知症専門ケア加算（Ⅰ）のすべての基準を満たしたうえで、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了した者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していることおよび介護職、看護職に対して研修計画を作成し、それに沿って研修を実施していること
介護職員処遇改善加算Ⅰ	8. 3%	介護職員に対する処遇改善の計画を策定し、資質の向上を支援するための研修・機会を確保すること
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	2. 3%	勤続10年以上の介護福祉士等の待遇を改善すること
介護職員等ベースアップ等支援加算	1. 6%	介護職員に対して「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ介護職員の待遇を改善すること

- ※1 自己負担金（1日あたり）については、上記基本単位数に上記「加算表」の加算単位を加え、その合計数に11.1をかけたものの1割～3割程度となります。
- ※2 加算の算定については要件が定められているので、当施設では要件が備わっているもののみ加算いたします（加算の項目、要件及び単位については、下記「加算表」参照）。
- ※3 端数に関しては計算により前後する場合があります。
- ※4 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。
- ※5 利用者負担第4段階の方は1食当たり、その他の方は1日あたりとなります。